

# 健康保険証とマイナ保険証に関する制度について

現行の保険証からマイナンバーカードを使った保険証への移行に伴い、事前に「協会けんぽ」から会社宛てに、被保険者(従業員)および被扶養者(ご家族)分の封書「資格情報のお知らせ」が届きます。

## ●時期：令和6年9月上旬から9月末までに送付予定

(ただし、令和6年6月以降に入社された方については、来年1月以降送付予定)

## ●会社宛てに届いた封書「資格情報のお知らせ」を、封書ごと各被保険者(従業員)に配布

「資格情報のお知らせ」は、被保険者(従業員)分と被扶養者(ご家族)分の個人ごとの封書がそれぞれに届き、被扶養者(ご家族)分については、被保険者(従業員)を通じて配布することとなります。



## ●封筒の内容

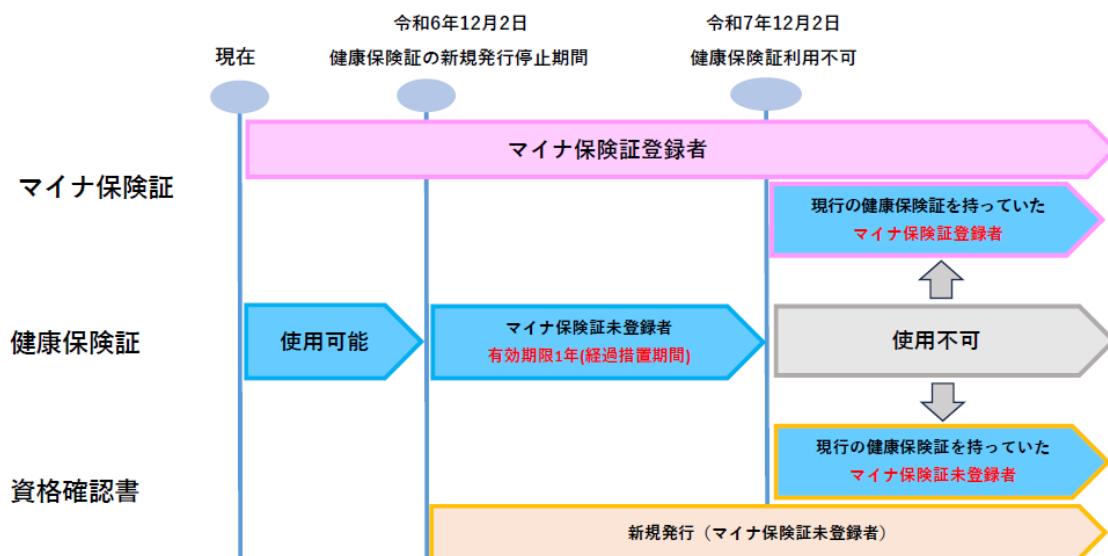
被保険者(従業員)分と被扶養者(ご家族)分の個人ごとの封書のため、会社のご担当者は開封できません。

<別紙 1>と<別紙 2>の、イメージをご確認のうえ、被保険者(従業員)から質問があったときには、ご対応をお願いいたします。

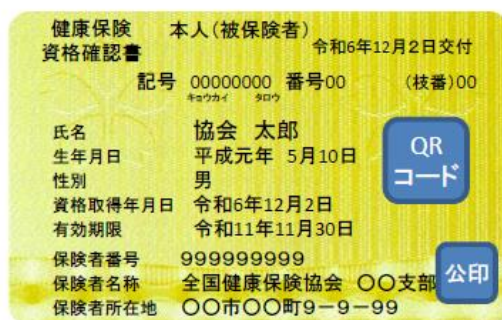
## ●「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等の受診することはできません

「資格情報のお知らせ」で保険診療を受けられるのは、あくまでも「マイナ保険証」の利用ができない医療機関等での受診時に、「マイナ保険証」と併せて提示した場合に限られます。

● 現行の保険証の発行終了、使用期限、資格確認書の発行



- ・「現行の保険証」の発行終了日：令和6年12月1日
- ・新規取得者「資格確認書」の発行開始日：令和6年12月2日  
 ※新規資格取得時全員に「資格情報のお知らせ」が発行され、「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」が発行されます。
- ・「資格確認書」のイメージ  
 ※「マイナ保険証」を持っていない方が、「現行の保険証」に代わり医療機関等で利用できます。



- ・「現行の保険証」の使用期限：令和7年12月1日まで  
 ※退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用可  
 ※「現行の保険証」の使用期限終了後、「マイナ保険証」を持っていない方には、「協会けんぽ」から「資格確認書」が発行されます。

## <別紙 1>

### ●「資格情報のお知らせ」

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年10月1日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	トヨカイ タロウ				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
負担割合	3割(令和6年10月1日時点)				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者名	全国健康保険協会 ○○支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセスダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825

●「お知らせ」の送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているか確認いただき、一致していない場合は協会けんぽまでご連絡をお願いします。

●マイナンバーの収録ができていない加入者様に対しては、「お知らせ」の送付の際に、マイナンバーの提出をお願いすることとしています。

**1** **マイナンバー下4桁の記載**

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

**2** **資格情報のお知らせ**

令和6年12月2日から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管ください。

- ◆ 給付金等の申請に!
- ◆ 医療機関等の受診時に!

※カードリーダーが使用できないときには、マイナ保険証とセットで提示することにより保険診療が可能となります。

被保険者(被扶養者)の氏名、生年月日、マイナンバーの下4桁が記載されています。

記載された情報に誤りがないか確認をしてもらってください。

**誤りがなければ大切に保管、誤りがある場合は被保険者本人が「協会けんぽ」に連絡をするように伝えてください。**

### 《注意!》

この【資格情報のお知らせ】の確認だけでは、「マイナ保険証」は作成されません。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」にするには、別途お手続きが必要です。

●「マイナ保険証」作成までのお手続きについて

- 1.「マイナンバーカード」の取得をする3つの方法
  - ※「マイナンバーカード」をお持ちの方は「2」にお進みください
  - A.オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
  - B.郵便による申請(手書きの申請書から)
  - C.まちなかの証明写真機からの申請
- 2.「マイナ保険証」の利用登録の3つの方法
  - A.医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
  - B.セブン銀行ATMから行う
  - C.マイナポータル※(スマートフォン)から行う ※行政が運営するオンラインサービス
- 3.登録完了後、マイナポータル※でご自身の情報の確認をしてください

## <別紙 2>

- 協会けんぽにおいてマイナンバーの登録ができていない被保険者(被扶養者)向けの「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)提出のお願い」

### ●マイナンバー登録申請書

お問い合わせ番号  
00-00000000-00000000-00

保険者名  
保険者番号  
保険者住所

マイナンバー

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)提出のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000	(校番)	00
氏名	佐藤 太郎				
フリガナ	サトウ タロウ				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
負担割合	3割(令和6年6月〇日時点)				
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
保険者名	〇〇				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

二次元コード

掲載する文言は検附中

資格情報のお知らせ

記号	12345678	番号	1234567	校番	01
氏名	サトウ タロウ				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
資格取得年月日	令和 2 年 1 月 1 日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部				

左を切り取ってご利用いただくことができます  
(このお知らせのみでは受診できません)

音声コード



同封物

【マイナンバー登録申出書】

【返信用封筒】

協会けんぽにて、マイナンバー情報が確認できない方には、「資格情報のお知らせ」と「マイナンバー登録申出書」、「返信用封筒」が同封されています。

今後、「マイナ保険証」を作成する際に、迅速に本人確認ができるよう前もって登録をするため、必要事項を記入し被保険者本人が返送してください。

### 《注意！》

【マイナンバー登録申出書】の提出だけでは、「マイナ保険証」は作成されません。

マイナンバーカードを「マイナ保険証」にするには、別途お手続きが必要です。